

地域産業保健センター事業の現状

1. 地域産業保健センターについて

- 地域産業保健センター事業（以下、「地産保センター」という。）は、産業医を選任する義務のない小規模事業場及び当該事業場の労働者に対する産業保健サービスを充実させることを目的として、労働者数50人未満の事業場の労働者の健康管理等に係る援助を行う事業である。
- 地産保センターは、労働安全衛生法（以下、法という。）19条の3に基づき行われる国の援助の一部として位置付けられている。

（参考）労働安全衛生法（抜粋）

（国の援助）

第13条の2 事業者は、前条第一項の事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

2. 地域産業保健センターにおける医師の業務について

- 現行の地産保センターには、健康相談窓口の開設、個別訪問による産業保健指導、産業保健情報の提供等の業務があるが、医師は、健康相談窓口の対応者、個別訪問時の指導・助言等の役割を担っている。
- これらの業務に従事する医師には、法13条第2項に規定する産業医の要件を求めているが、必要に応じ、産業保健に関する研修を受講した精神科医等に対し、協力を求めることができることとしている。
- 健康相談窓口利用者80,911人^注の相談内容のうち、大部分が「健康診断結果に基づく保健指導に関する事項」「健康診断結果有所見者に対する就業上の措置に関する事項」等、定期健康診断に関連する内容であった。
- 一方、10～49人の小規模事業場における健康診断結果に基づく医師の意見聴取については、健康診断を実施した事業場のうち、約3割の事業場での実施にとどまっている。（平成17年労働安全衛生基本調査より）
- 今般、「職場におけるメンタルヘルス対策検討会」報告書において、小規模事業場においては、一般定期健康診断結果についてのみならず、ストレスに関連する症状・不調の状況に基づく医師の意見が聴取できるよう、医師の確保及び当該医師が事業場の状況を十分に把握することができるようにすることが必要とされた。

- 同報告書においては、小規模事業場に対し、優良な産業保健サービスを提供できるよう、地産保センターにおいて業務を行う医師等の資質の向上及びコーディネーターの活動の充実等による業務の効率化の方策を検討する必要性についても指摘されたところである

3. 地域産業保健センターにおける保健師の業務について

- 現行の地産保センターの運営要綱では、業務従事者として医師とともに保健師等が位置付けられており、特に労働衛生に関する知見を有していることが望ましいこととされている。
- 地産保センターの主たる業務である健康相談窓口業務は、産業医の資格を有する医師が応じることとされている。
- 一方、保健師については、産業医の資格を有する医師の指示の下、単独での対応も可能としているところであるが、活動実績については、医師が年間7,903回^{注)}である一方、保健師については年間208回^{注)}であり、必ずしも、地産保センターで、保健師の活用が進んでいるとはいえない。

注) 全国の地域産業保健センターによる平成20年度事業実績報告に基づく。